

●漁船損保公示第44号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、池田加入区について、平成31年香川県告示第137号による保険に付すべき義務は、令和5年4月22日限り消滅したので、公示する。

令和5年4月24日

香川県知事 池 田 豊 人